

事務連絡
平成 22 年 2 月 15 日

介護保険事業関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課

景気対応緊急保証制度について
(周知依頼)

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 1 月 28 日の平成 21 年度第 2 次補正予算の成立に伴い、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日閣議決定)において決定された「景気対応緊急保証制度」が 2 月 15 日から開始します。

本制度においては、一部例外業種を除き、全業種を対象とされており、医療・介護の業種についても「景気対応緊急保証制度」の対象とされています。

当該制度は、個別の企業が認定基準(当該認定基準については市区町村の景気対応緊急保証制度担当課にお問い合わせください。)を満たし市区町村長の認定を受けた場合、信用保証協会の保証のもと、融資を受けることが可能となる制度です。具体的な認定基準、保証内容、申請手続きに関するお問い合わせは信用保証協会又は各経済産業局までお問い合わせください。

つきましては、貴団体におかれましては、会員事業所等に周知していただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

(参考) 指定業種について

別添 3 に添付いたしました当該制度の指定業種について、各事業が該当する産業分類番号は以下の通りとなります。(指定業種における産業分類番号は、旧分類(平成 14 年 3 月改訂)にて判断されます。)

1. 介護サービス事業所(2、3を除く): 75
2. 介護療養施設サービスを行う事業所: 73
3. 福祉用具貸与または介護予防福祉用具貸与を行う事業所: 88

(別添の案内)

- 別添 1: 景気対応緊急保証制度のパンフレット
- 別添 2: 景気対応緊急保証制度の概要
- 別添 3: 景気対応緊急保証制度の指定業種一覧